
資料編

第6次宇美町総合計画策定の経過

| | |
|-------------|---|
| 平成25年6月 | 宇美町のコミュニティづくりに関するアンケート ・ 20歳以上の町民1,000人 ・ 回収数481 |
| 平成25年11月 | 第6次宇美町総合計画策定のためのアンケート ・ 町内の小学6年生及び中学3年生の全数 ・ 回収数703 |
| 平成25年11月5日 | 第1回第6次宇美町総合計画策定委員会 ・ 第6次宇美町総合計画策定方針について ・ 第6次宇美町総合計画策定体制について |
| 平成25年11月18日 | 第2回第6次宇美町総合計画策定委員会 ・ 宇美町総合計画まちづくり座談会（関係団体）への参加団体の選定について |
| 平成25年12月18日 | 宇美町総合計画まちづくり座談会(関係団体) ・ 参加団体14 |
| 平成26年5月12日 | 第3回第6次宇美町総合計画策定委員会 ・ 第6次宇美町総合計画基本構想（検討案）について |
| 平成26年7月2日 | 第1回宇美町総合計画審議会 ・ 委嘱状交付 ・ 会長・副会長選出 ・ 諮問 ・ 策定体制・スケジュール説明 |
| 平成26年9月22日 | 第4回第6次宇美町総合計画策定委員会 ・ 第6次宇美町総合計画基本構想（検討案）について |
| 平成26年10月1日 | 第5回第6次宇美町総合計画策定委員会 ・ 第6次宇美町総合計画基本構想（検討案）について |
| 平成26年10月23日 | 第2回宇美町総合計画審議会 ・ 住民意識調査、小中学生アンケート、まちづくり座談会（関係団体）の報告について ・ 第6次宇美町総合計画基本構想（素案）について |
| 平成26年11月10日 | 第6回第6次宇美町総合計画策定委員会 ・ 「第6次宇美町総合計画基本構想（素案）」に対する総合計画審議会から提言された意見の対応について |

| | |
|-----------------|---|
| 平成26年11月25日 | <p>第3回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇美町第5次総合計画の概要、宇美町第5次総合計画達成状況調査について ・第6次宇美町総合計画基本構想（素案）の修正案について |
| 平成26年12月4日 | <p>第7回第6次宇美町総合計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次宇美町総合計画基本構想（素案）に対する総合計画審議会から提言された意見の対応について ・第6次宇美町総合計画における目標・指標の設定について ・第6次宇美町総合計画実践計画（検討案）について |
| 平成26年12月25日 | <p>第4回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次宇美町総合計画基本構想（素案）の修正案について ・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案）について |
| 平成27年1月6日 | <p>第8回第6次宇美町総合計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次宇美町総合計画における目標・指標の設定について |
| 平成27年1月15日～2月5日 | <p>第6次宇美町総合計画（素案）に対する意見募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出数2件 |
| 平成27年1月23日 | <p>第5回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案）の修正案について ・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案：第2稿）について |
| 平成27年2月13日 | <p>第6回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案：第2稿）の修正案について ・第6次宇美町総合計画（素案）のパブリックコメントの報告について ・第6次宇美町総合計画（素案）の答申 |

宇美町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

| 役 職 | 氏 名 | 所属・役職 |
|-----|---------|------------------------------------|
| 会 長 | 安 川 博 | 前宇美町長 |
| 副会長 | 白 水 英 至 | 宇美町議会 議長 |
| 委 員 | 藤 木 匠 | 宇美町議会 副議長 |
| 委 員 | 藤 野 莞 嗣 | 宇美町議会 総務建設常任委員長 |
| 委 員 | 飛 賀 貴 夫 | 宇美町議会 厚生文教常任委員長 |
| 委 員 | 古 賀 ひろ子 | 宇美町議会 議会広報常任委員長 |
| 委 員 | 毛 利 公 亮 | 宇美町教育委員会 教育委員長 |
| 委 員 | 加 藤 貞二郎 | 宇美町農業委員会 副会長 |
| 委 員 | 川 上 利 香 | 特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん 代表理事 |
| 委 員 | 小 藺 雄 一 | 宇美町消防団 団長 |
| 委 員 | 安 川 一 馬 | 宇美町区長会 代表 |
| 委 員 | 安河内 武 士 | 宇美町商工会 会長 |
| 委 員 | 吉 留 節 子 | 宇美町連合婦人会 会長 |

26宇総政第404号
平成26年7月2日

宇美町総合計画審議会会長 様

宇美町長 木 原 忠

第6次宇美町総合計画の策定について（諮問）

宇美町総合計画審議会規則（昭和45年宇美町規則第1号）第2条の規定に基づき、第6次宇美町総合計画の策定について、貴審議会に意見を求めます。

平成27年2月13日

宇美町長 木原 忠 殿

宇美町総合計画審議会
会長 安 川 博

第6次宇美町総合計画（素案）について（答申）

平成26年7月2日に貴職から諮問を受けた「第6次宇美町総合計画（素案）」については、審議会を6回にわたって開催し、平成34年度を最終年度とする8年間の計画で「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を町の将来像とした内容について、町執行部の説明を求め慎重に審議した結果、審議会委員一致しておおむね妥当と認める。

なお、貴職におかれては、本計画を速やかに決定の上、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に実施され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待し、次のとおり意見を付して答申する。

審議会の意見

- 1 第6次宇美町総合計画が「町民と行政が共につくる“まちづくりのための行動指針”」という役割を果たすため、その進捗状況については、町民に分かりやすく公表するよう努められたい。
- 2 重点目標である町のにぎわいの創出のため、宇美町の魅力創出に関する施策の実施に向けた取組に努められたい。
- 3 宇美町の特性である「地理的優位性」、「豊富な人材」の活用に関する施策の実施に向けた取組に努められたい。
- 4 町の活力を生み出すため、「道路の整備」の推進に努められたい。
- 5 第6次宇美町総合計画の着実な実施のため、外部評価の導入について検討されたい。

宇美町総合計画審議会規則（昭和45年3月25日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、宇美町附属機関に関する条例（昭和45年宇美町条例第2号）第3条の規定に基づき、宇美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、宇美町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数以内で町長が委嘱する。

- (1) 宇美町議会議員 5人
- (2) 宇美町教育委員会の委員 1人
- (3) 宇美町農業委員会の委員 1人
- (4) 識見を有する者 6人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（臨時委員）

第5条 審議会に、特別の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策経営課で処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年8月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

附 則 (平成5年1月29日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日規則第6号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月13日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年7月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月31日規則第11号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日規則第6号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月10日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

第6次宇美町総合計画

平成27年3月発行

発行 宇美町
〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

編集 宇美町総合政策経営課
TEL. 092-934-2247 FAX. 092-933-7512
E-mail : seikei @ town.umi.lg.jp

印刷 (株)ぎょうせい
